

平成22年4月19日

犯罪被害者等施策推進専門委員等会議 御中

松村恒夫

新たな被害者補償制度の創設について

犯罪被害者は、一生立ち直れないほどの痛手を受けながら、誰からも支援を受けることなく、経済的、精神的、肉体的に苦しみ続けてきました。幸い、先駆者の努力により、1980年、犯給法が成立しました。しかし、この法律は、本質的に見舞金的な性格しかなく、また、被害直後の援助だけを目的としたものですから、被害を受ける前の状態を十分に回復するにはほど遠く、さらに、途切れない支援を意図したものでもありませんでした。

2004年、犯罪被害者等基本法が成立し、安全で安心した社会を実現することが国の責務として明記され、基本理念として、「被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるものでなければならない」と定められ（3条3項）、被害者に、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を保障しました（同条1項）。

そこで、国は、犯罪被害が発生した時、被害前の平穏な生活を取り戻すため、途切れることなく補償していくべき義務があると言うべきです。

ところで、被害者が、凶悪犯罪の被害に遭うと、日々の生活費にも事欠いてしまい、苦しい生活を強いられて、悲惨な状態に陥ります。資力のない加害者から賠償が得られることはほとんどありません。また、被害者に対する国からの経済的補償についても、改正されたとはいえ、現在の犯給法のように、見舞金ないしは損害の一部補償という形で一時金で支給される方法では、当座の支出であつという間に使い切ってしまう。被害者は、生活保護や親戚の援助で辛うじて生きているのが現状で、人間としての尊厳を守るどころの話ではありません。治療費に至っては、一旦被害者が負担しなければならず、しかも、その上限も休業損害と併せて120万円に決められているため、とても十分とは言えません。付添看護費や将来の介護費、リハビリ費用、住宅改造費・ハウスキーパーなどの環境整備費、義足などの費用、通院交通費、カウンセリング費用（併せ

て「医療関係費」と言います)については、改正犯給法では、考慮されておらず、これらの将来の莫大な費用が、被害者の生活をさらに苦しめています。また、経済的な困難に陥っているか否かに関わりなく、一律に年齢区分ごとに一定の倍数を掛けて一時金を支給する現行のやり方では、裕福な人も、そうでない人にもすべて国が補償することになってしまっています。その結果、本当に困っている人にとっては、これではとても被害回復におぼつかない反面、裕福な人には、とくに必要ではないのに支給されるといった矛盾した状況となっています。

そこで、見舞金ないしは損害賠償の一部補償という従来の犯給法の考え方を抜本的に改め、困っている人に必要かつ十分な補償を、途切れることなく補償し、被害を受ける前の平穏な生活を取り戻すことができるよう、全く新たな「生活保障型」の被害者補償制度を作るべきです。

① まず、治療費や医療関係費については一旦、被害者が負担しなくても済むように、全て現物で支給することが、ぜひとも必要です。たとえば、病院にかかったら、最初から何も出費することなく無料で受診し、手術を受けることができるようにし、介護についても、介護士を無料で直接派遣してもらうようにして、これらの費用を国から病院や介護士に直接払ってもらう「現物支給」方式とすることが不可欠です。

② 次に、一時金を支給することはもちろんのこと、それに加え、必要に応じて、平穏な生活を取り戻すまでの間、十分な年金を毎月、支給していくことが不可欠です。

③ さらに、将来の被害者を救うことはもちろんですが、現に今でも過去の被害に苦しんでいる被害者がおり、そういった被害者を差し置いて将来の被害者だけを救うのでは正義に反しますから、過去の被害者にも遡って補償されるようにすることが絶対に必要です。

④ また、被害者が使いやすい制度でなければなりませんから、新しい補償制度は、社会保険や社会保障制度とは無関係に、それ自体だけで被害を回復できる程度の十分な補償でなければなりません。

以上、生活保障型の全くあらたな被害者補償制度を創設することを提案させていただきます。なお、そのイメージを別紙のとおり図で表しましたので、参照して下さい。